

本巢市新たな地場産品創出等推進事業者提案募集要項

1 目的

本巢市（以下、「市」という。）では、新たな地場産品の創出、既存の地場産品の生産強化等及び新たな地場産品の創出における事業所立地の促進（以下「新たな地場産品の創出等」という。）が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、新たな地場産品の創出等の促進に関する施策を推進することにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地域経済の活性化及び地方創生に資することを目的に、「ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング等」（以下、「C F 等」という。）による資金調達を実施し、「新しい地場産品創出等推進事業」に取り組みます。

つきましては、この事業の取り組みに参画を希望する事業者の事業提案を以下のとおり募集します。

2 提案募集に係る事項

（1）全体概要

市は、地域の活性化、地場産業の振興及び雇用の促進によって、市民生活の質の向上を図ることを目的に、魅力的な地場産品の創出を推進するにあたり、新たな地場産品の創出に取り組む事業者等に対して補助金による支援を実施します。

事業者から公募により企画提案を募集し、魅力的で安全安心な新たな地場産品や地域資源を活かす取り組みについて、その独創性・実現可能性・収益性などについて審査を行い、応募者に対してその審査結果を通知します。併せて、採択された事業者へはC F 等特設ページへの掲載手順、補助金申請に関する担当窓口などについてお知らせします。

採択された事業者の企画提案内容については、提案事業者の返礼品を使用してC F 等により寄附を募ります。

（2）C F 等の募集期間

採択事業のC F 等の募集期間は、最長1年間とします。ただし、土地取得を伴う事業等が採択された場合のC F 等の募集期間は、最長3年間とします。なお、3月1日から3月31日までの期間にあっては、ふるさと納税の寄附の受付は行いますがC F 等は休止します。

（3）補助の対象となる事業の期間

事業の期間は、事業採択の日以降とします。事業の完了期限は原則として着手から1年以内とします。（土地取得を伴う事業の場合は、土地取得の後3年以内に事業を完了すること。）

（4）応募の資格等

市内で事業所等を有し、又は開設を予定している者のうち、以下の事項に該当する事業者

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる法人又は個人
- ②自らが事業の実施主体である法人、個人
- ③市内に本社、支社、営業所等の拠点が立地（立地予定を含む）されており、地場産品を市内において生産、製造、付加価値を伴う加工等を行う法人、個人
- ③本巢市暴力団排除条例(平成24年本巢市条例第1号)に規定する暴力団員等でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない法人、個人
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項のいずれにも該当しない法人、個人
- ⑤会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていない法人、個人
- ⑥市税を完納している法人、個人
- ⑦宗教活動や政治活動を目的としていない法人、個人
- ⑧要項の配布時から審査結果の通知までに、市から入札参加資格停止等の措置を受けていない法人、個人

(5) 補助金及び補助限度額

補助金は、当該募集期間内に寄附の目標金額（事業実施に要する経費のうち補助対象となる経費の100分の125相当額から算定した額。以下、「寄附目標額」という。）を達成した場合、補助事業の完了を確認した後、本巢市新たな地場産品創出等推進事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の規定により、事業者へ補助金（寄附額の10分の4に相当する額）を交付します。ただし、寄附目標額を達成できない場合であっても市との協議により補助金を交付する場合があります。なお、補助金の交付決定及び額の確定は、事業完了後の実績確認（現地検査等）に基づき一括して行います。

寄附額が寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の範囲内で補助金を交付します。補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

(6) 補助対象事業等

①補助対象事業

新たな地場産品の生産、製造及び加工に要する土地取得・施設・設備等に関するもので以下の表に該当するもの。

補助対象経費	土地取得費（測量費、造成費を含む。）
	工場、作業場等の建物取得に係る建設費
	土地建物等賃借料（補助事業の完了までの期間のものに限る。）
	建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
	新たな地場産品の創出等に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による増改築費
	備品購入費（新たな地場産品の創出等に要するものに限る。）
	借上料（新たな地場産品の創出等に要するものに限る。）
	委託費（新たな地場産品の創出等に要するものに限る。）

	外部評価費（新たな地場産品の創出等に要するものに限る。）
	その他新たな地場産品の創出等に必要と認める経費
補助対象外経費	事業採択に要する経費
	公租公課
	消費税及び地方消費税
	官公署に支払う手数料等
	人件費
	飲食費
	消耗品費
	社会通念上不適切と認められる費用

②留意事項

- イ 補助金交付事業により創出された地場産品は、寄附者に対する返礼品として登録していただきます。返礼品調達の費用は、別途、市が負担します。
- ロ 補助事業が完了しない場合、補助金は一切交付されません。また、交付決定時に付された条件（工場等の稼働継続義務等）に違反した場合は、既に交付した補助金額の全部もしくは一部を返還いただきます。
- ハ 補助金の交付事業はいかなる事情があっても、事業の開始から5年間は、事業を継続する義務を負います。
- ニ 補助金交付後5年間は市の求めに応じ、事業報告等、必要書類の原本を提出する義務を負います。
- ホ 補助金の交付決定を受けるまでの間に、事業の実施に関して生じた一切の損失やリスクは、事業者の自己負担となります。
- ヘ 過去に市の事業にて同類の補助金を受けたものについては、対象にならないことがあります。

3 スケジュールについて

- （1）提案募集期間 令和8年9月1日（火）から随時
※提出前に事前相談を必ず行ってください。事前相談のない提案は受付できません。
- （2）提案審査選定委員会 提出後30日以内に開催します。
- （3）提案結果決定通知 提案審査選定委員会終了後14日以内に審査結果を通知します。
採択事業者にはC F等の実施に必要なもの及び補助金申請に関する担当窓口などについてお伝えします。

4 提出書類について

- （1）書類
企画提案の応募にあたっては、次の書類を紙及びデータ（PDF形式）で提出してく

ださい。

①企画提案応募書【様式1】 2部 うち押印したものは1部

②企画提案書【様式2】 2部

③提案内容に関する補足資料【様式自由】 2部

⇒必要に応じて提出してください。無ければ提出不要です。

④事業計画書【様式3】 2部

⑤収支計画書【様式4】 2部

⑥提案事業者の過去の事業実績【様式自由】 2部

⇒無ければ提出不要です。

⑦直近3期分の決算書（個人の場合は確定申告書） 2部

⑧直近の法人税の申告書（法人の場合） 2部

⑨その他市長が必要と認める書類

（2）企画提案書

企画提案書は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

①共通事項について

イ 企画提案書の提出は、当該事業に対して1件までとします。

ロ 日本産業規格A4用紙を使用してください。

ハ 企画提案応募書【様式1】には、個人もしくは事業所（団体）名、代表者役職氏名、提出年月日、連絡先（担当者氏名・所属部署・会社所在地・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス）を記載してください。

ニ 企画提案書（添付資料を除く）は、10ページ以内で提出してください。

ホ 使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。

ヘ 企画提案内容によっては、補足説明などを求めることがあります。

②企画提案書【様式2】の構成について

企画提案書の構成は、5（3）の審査項目及び審査基準の内容に則って作成してください。

③事業計画について

事業の全工程を明確にし、詳細な実施計画書【様式3】、事業費明細、及び資金計画書を提出してください。

④収支計画書について

収支計画書【様式4】の「3. 支出に関する事項【事業実施に係る経費】」は、提案事業実施に直接必要な経費であり、具体的には2（6）①の経費項目に従って記入してください。

【土地取得費を交付の対象とする要件】

※プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。

※新たな工場等の設置を伴う事業であること。

※既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと。

※土地取得後3年以内に工場等の稼働を開始すること。

※新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。

⑤その他

記入漏れ・誤記・表現の誤りなどがあっても、提出された書類で審査しますので、提出前に誤りがないか必ずご確認ください、十分に注意して作成してください。

5 審査方法及び審査基準

(1) 審査方針について

応募書類の審査は、選定委員会が行います。審査にあたっては、(3)の審査基準に基づいて提案の内容などを審査、選定し、採択事業者を決定します。

ただし、新たに施設を整備する必要がある場合に、その立地が全くの未確定などの理由により、事業実施の実現性に担保がとれないと判断した場合や、審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。

(2) 審査方法について

(3)の審査基準に基づき、面接審査を実施し、基準点を超えた応募者から採択事業者を選定します。

(3) 審査項目及び審査基準について

各事業分野の審査項目は以下のとおり。

審査項目	審査内容	配点
提案者について	・実施体制、実績	10 点
提案内容について	・独創性、新規性、市場性、成長の可能性 ・優位性、実現性 ・社会貢献 ・経済波及効果 ・ふるさと納税の返礼品としての可能性	50 点
資金・収支計画について	・収益性 ・資金計画	30 点
事業提案金額について	・費用積算	10 点
	合計	100 点

6 審査結果

審査結果については応募者へ通知します。なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けいたしません。

7 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- (4) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為などがあった場合
- (5) 募集要項に記載する事項に違反した場合
- (6) その他事業者として適当でないと市長が認める場合

8 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。

9 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書、概算見積書等はいかなる場合でも返却いたしません。

10 提案募集の停止・中止又は取消し

市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じて、本市はその損害について一切負担しません。

11 事業の着手及び完了

採択事業に着手する際は、必ず事前に事業着手届【様式5】を提出し、当該事業が完了した際は事業完了届【様式6】を提出してください。

12 事業の変更

採択された事業内容に変更が生じる場合は、必ず事前に本巣市新たな地場産品創出等推進事業変更（中止）承認申請書【様式7】に、詳細な変更箇所及び変更理由を明らかにした書類を添えて市に届け出、選定委員会の審査を経て、市の承認を得なければなりません。なお、変更の届け出が認められない場合があります。

市の事前の承認なく計画を変更した場合は、本補助金の交付の条件（要綱第10条第2項）を満たさないものとみなし、補助金の全部又は一部を交付しません。また、CF等の実施期間は変更することができませんので、ご了承ください。なお、計画変更の承認の有無にかかわらず、交付決定前に生じた一切の損失について、市はその責任を負いません。

13 その他留意事項

- （1）採択された企画提案内容に関して、審査選定後に市と詳細について協議させていただくことがあります。なお、その協議の結果、CF等の実施内容・寄附目標額等について変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。
- （2）補助金確定額を超える事業経費は事業者負担となりますのでご注意ください。

14 書類の提出先・問い合わせ

住 所	〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地
担当課	本巣市役所 企画部 企画広報課
TEL/FAX	TEL:058-323-5142 FAX:058-323-5192
メール	kikakukouhou@city.motosu.lg.jp